

機器レンタル約款

レンタル申込者（以下「甲」という）とすこやかメディカル株式会社（以下「乙」という）とは、機器レンタルについて、以下の条項の通り約定し、機器レンタル契約（以下「契約」という）を申し込む。

第 1 条（総則）

甲は、機器の安全性の確保と品質維持を図るために、本約款に基づき、乙に対し機器のレンタルを委託する。

第 2 条（適用）

本約款は、別紙のレンタル申込用紙に記入された契約に対し、適用する。

第 3 条（レンタル料金等の支払）

甲は、レンタル申込用紙により約定したレンタル料金、送料及び消費税を、乙と取り決めた方法により事前に支払う。ただし、甲はレンタル申込用紙により約定した使用者以外には本件機器を用いないものとする。

第 4 条（キャンセル料金）

本件契約が成立後、甲の都合により本契約を解除する場合、以下の料率でキャンセル料金を適用する

31 日前まで	30 日～11 日前まで	10 日～2 日前まで	レンタル開始日前日・当日
無料	50%	80%	100%

第 5 条（機器の引き渡し）

- 1) 乙は前条の支払を確認後、約定したレンタル開始日までに甲への引き渡しを行う。
- 2) 乙は甲指定の引き渡し場所に本件機器の搬入を行うものとする。

第 6 条（機器の保守点検管理）

- 1) 甲は日常の使用前、使用中、使用後の点検を行い、異状が認められたならば速やかに使用を中止し、乙に対しその旨を連絡する。
- 2) 乙は前項の連絡に対し、迅速に対応する。

第 7 条（機器の毀損）

甲は、甲の帰すべき事由により乙からレンタルした本件機器を毀損・汚損等した場合は、当該レンタル商品の購入費用相当額または修理実費相当額を支払うものとする。

第 8 条（機器の回収）

- 1) 乙はレンタル申込用紙により約定したレンタル期間が終了後、甲から速やかに本件機器を回収する。

2) 甲の都合により返却が行われない場合、乙は乙の顧客に当該レンタル商品がレンタル不能になった場合の損害相当額を支払うものとする。

第 9 条 (甲の注意義務等)

- 1) 甲は本来の用法に従い、善良なる管理者注意をもって本件機器を使用するものとする。
- 2) 甲は乙に無断で本件機器の改造又変更を生ぜしめるような一切の行為をしてはならない。

第 10 条 (機器の所有権侵害等禁止)

- 1) 甲は機器の所有権が乙に属するものであることから、第三者が本件機器について権利を主張し、又は仮差し押さえ又は強制執行の、申立て等をしようとした場合は、直ちに乙にその旨を通知し、乙の指示に従うものとする。また、乙から本件機器の所有権を明示する標識等を標示するよう申し入れがあった時は、甲はこれに従うものとする。
- 2) 甲は本契約に基づく当該機器の貸借権を他者に譲渡し又は担保に供してはならない。また、甲は乙の事前の了解なしに本件機器を他者に使用させてはならない。

第 11 条 (権利義務の譲渡禁止)

乙は本契約により生じた権利義務を第三者に譲渡してはならない。

第 12 条 (個人情報)

乙は、甲の個人情報を、本契約に係る業務の達成に必要な範囲において利用するものとし、甲はこれに同意します。

第 13 条 (契約の変更)

- 1) 甲はレンタル申込用紙により約定した本契約を変更する場合、約定したレンタル期間が終了する 5 営業日前までに、乙にその旨を通知するものとする。
- 2) 前項の場合、乙は甲に新たな変更に係る取り決めを提示し、甲はこれに従うものとする。

第 14 条 (契約の解除)

- 1) 甲及び乙はあらかじめ相手方に通知の上、いつでも本契約を終了させることができる。
- 2) 前項の場合、甲は乙より借り受けた本件機器を現状に覆した上、これを返還する。ただし、乙は第 3 条で甲が支払ったレンタル料金等の返却は行わない。

第 15 条 (契約の有効期限)

本契約の有効期限は、レンタル申込用紙により約定したレンタル開始日から最長 12 ヶ月までとする。

第 16 条 (その他)

本契約に定めのない事項につき疑義が生じた場合、甲乙協議の上、円満に解決する。

以上